

また

農業委員会



だより

2015 No. 32

平成 27. 4 月

発行：益田市農業委員会

編集：農業委員会だより

情報委員会 ☎31-0481



今月の
表紙

「安全な野菜の提供で地域、子供たちを元気に!!」

今月の
主な
内容

- ①～② … 真砂地区の試みについて
- ③ …… 米の消費拡大運動について
- ④ …… 市長への建議について
- ⑤ …… 農業振興課からのお知らせ
- ⑥ …… 平成 27 年度農作業等標準料金について
- ⑦～⑧ … 農業委員会からのお知らせ

真砂地区の野菜は市内保育園の給食食材として提供しています。昨年の 10 月から念願であった市内スーパーの地産地消コーナーへも出荷されるようになりました。出荷初日は真砂の野菜を食べている保育所の園児が売り出しの応援に駆けつけました。

市内保育園への 野菜提供

真砂地区は平成23年から市内3カ所の保育園に給食食材の野菜を提供しています。月に一度の保育園の給食担当職員の方と生産者で食材の会議を行い給食のメニューを決めています。

今までは畑で余った野菜は、腐ったまま放置されていましたが、年間を通して保育園の給食食材として活用され、畑で野菜が腐るといった光景は無くなりました。



生産者・保育所担当者会議



野菜集荷状況

野菜は毎月、月曜日と木曜日に集荷して各保育所に配達します。

集荷の時間になると高齢の生産者の方が集荷場まで野菜を持ってきます。集荷された野菜は各保育園の要望に応じて分けられ、トレイの中に収められます。市内保育所への配達役をされているのは定年退職された男性の方です。毎回配達の際、保育所の園児たちの顔を見るのがとても楽しみだそうです。



地産地消の大切さ

輸入食品が多くなった現在、食の安全という事が疑問視されています。真砂地区の生産者は安全な野菜を提供しており、真砂の野菜を食べるようになった園児たちは本当に元気で、ぜんそくの園児も少なくなり、風邪を引く園児もほとんどいなくなったそうです。おやつも真砂の米で作ったおにぎりを食べさせているそうです。



真砂の食材を使った保育所の給食

こうした取り組みで地域のお年寄りの方が本当に元気になりました。安全な食べ物の提供とともに、地域の方が元気になるという事はこうした形で、地産地消が成り立ってこそその事です。

昨年の10月からは市内のスーパーへ野菜を提供することも始まりました。無理のない取組みを今後も継続し、地域がずっと元気でいられるよう頑張っていけたらと思います。



元気になられた生産者

お祭りとお祭りと 米消費拡大運動

下本郷地区は、益田市中心部から約2キロメートルあまり離れたところで、世帯数は480世帯、内農家は50世帯です。30年前に国営農地開発事業で水田約15ヘクタール、畑は約3ヘクタールが整備されました。

米消費拡大運動は、毎年11月3日大元神社秋祭りの行事として平成2年から始まりました。

祭りは、自治会・実行組合・子供会・同友会・JA女性部の実行委員会方式で行われるイベントです。

JA女性部は、その秋に収穫された新米「コシヒカリ」でむすびを作り、神社参拝者に無料で配ります。むすび2個入りパック400セットがいつも足りません。もちろん有料のちらし寿司、いなり寿司も完売です。



女性部による寿司作り

3年前からはむすびのほかにも大釜（一升炊き）で鯛飯を炊いたり、去年は一升の米を災害救援米として、コシヒカリ150g・水200ccをビニール袋に詰め、大釜で沸騰させたお湯の中で30分炊くとおいしいご飯ができあがりました。昨今では予期せぬ災害が起こっています。災害時に備えてご飯作りも取り組んでみました。

いつの年も、JA女性部の前には行列ができるのうれしいもので、やりがいがあります。

下本郷米は強い粘土質の田から出来るので「美味しい」と昔から言われています。耕作はみなさん苦労していますが、米の美味しさは自慢できます。私たちは、米を食べてもらいたくて、米の力を知ってもらいたくて、消費拡大運動を続けたいと思っています。



豚汁を食べながら神楽観賞

市長に建議しました

益田市農業委員会は、市の農林業施策について農業委員の意見を集約し、昨年11月25日、市長に建議しました。その概要については、次のおりです。



農業振興について

- ・米価の下落については、稲作農家の経営が維持展望できるように、需給と価格の安定を前提とした米需給調整制度として確立するよう、国・県に働きかけていただきたい。
- ・米価の下落に対して、米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）、特例処置等の交付について情報が混乱しており、農家への十分な説明をおこなっていただきたい。

遊休農地対策について

- ・農地中間管理機構事業について、貸し手には補助がありますが、借り手に対してはありません。市・県一体となって制度を検討していただきたい。
- ・当市には大規模な畜産・養鶏農家があり、地元産の飼料米の安定供給をすることによって、遊休農地の解消に努めることができるので、このサイクルを確立していただきたい。

食育について



- ・米価格は、国民の米の年間消費量が大きく影響しています。日本の主食である米の消費拡大に向け、市・県・国が一体となり取り組んでいただきたい。
- ・次世代を担う子供たちに、地産地消を積極的に活用していただくとともに、学校給食において

は、全面的米飯給食、米粉パンの使用を検討していただきたい。



有害鳥獣対策について

- ・本年5月に鳥獣保護法が一部改正されましたが、この法改正により、当市の有害鳥獣対策はどのようになるのか示していただきたい。



- ・有害鳥獣駆除は、地域住民が一体となって行うことが基本で、それに対して行政の支援が必要です。毎年、重点要望しているクマに対しても、県と地域では考え方に大きな隔たりがあります。地元優先で対応していただくためにも、当市に有害鳥獣対策室の設置を検討していただきたい。

農地を相続で取得したときの届出について

農地を相続で取得したときの届出について農地を相続（遺産分割及び包括遺贈を含む）、時効取得、法人の合併・分割などにより農業委員会の許可を受けることなく、農地の所有権、貸借権を取得した場合は、農地がある農業委員会に届出を行わなければなりません。

届出の期限は、権利の取得を知った日からおおむね10カ月以内とされています。

なお、届出があった農地が自身で耕作できない場合は、農業委員会が耕作者などのあつせんを行うことができます。

届出用紙は農業委員会事務局にあります。又は益田市のホームページからダウンロードすることもできます。

〈益田市のホームページ〉

<http://www.city.masuda.lg.jp/>

lg.jp/

平成 27 年産から『畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）』・『米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）』が変わります。

『畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）』とは？

諸外国との生産条件格差により不利が生じる国産農産物の「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付します。

交付対象作物

麦・大豆・そば・なたね



平均交付単価（全国一律）

対象作物	数量単価	(参考) 面積換算
小麦	6,320 円 / 60kg	39,800 円 / 10a
二条小麦	5,130 円 / 50kg	35,000 円 / 10a
六条小麦	5,490 円 / 50kg	31,700 円 / 10a
はだか麦	7,380 円 / 60kg	35,700 円 / 10a
大豆	11,660 円 / 60kg	38,100 円 / 10a
そば	13,030 円 / 45kg	18,500 円 / 10a
なたね	9,640 円 / 60kg	28,000 円 / 10a

※単価等変更がある場合があります

『米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）』とは？

収入減少による農業経営への影響を緩和するため、当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

交付対象作物

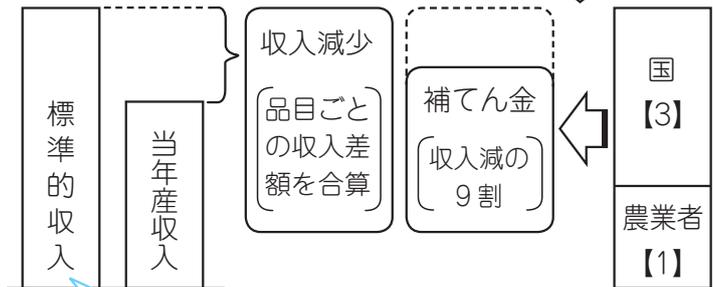
米・麦・大豆



補てん額

〔都道府県等ごとに算定〕

農業者1:国3の割合で補てん



最近5年のうち、最高・最低を除く3年の平均収入

ゲタ・ナラシ対象者は？

認定農業者・認定新規就農者・集落営農（規模要件はありません）

認定農業者になるには？

自らの農業の5年後の目標やその達成に向けた組織等を内容とする「農業経営改善計画」を作成し、市町村の認定を受けることが必要です。

認定新規就農者になるには？

経営を開始してから5年後の目標やその達成に向けた組織等を内容とする「青年等就農計画」を作成し、市町村の認定を受けることが必要です。

集落営農の要件は？

平成 27 年産から ①組織の規約
②対象作物の共同販売経理
の実施が必要となります。その他、農業経営の法人化、地域における農地利用の集積は、市町村が確実と判断すれば、要件を満たしているものとします。

平成27年度 農作業等標準料金を次の表のとおり決定しました

農作業受委託を行う場合は、これを参考にして料金を決定してください。

● 農作業用機械器具標準作業料金（平成27年4月1日から適用）

農機具等及び作業内容		作業料金(10a 当り) 税抜	
		平成26年	平成27年
トラクター	耕起のみ	8,000円	8,100円
	代かき	8,300円	8,300円
	耕起・くれがえし・代かき	22,700円	22,800円
田植機（側条施肥は別料金）		8,600円	8,600円
動力散布機		2,600円	2,600円
コンバイン		22,500円	22,600円

● 農作業日雇労働標準料金（平成27年4月1日から適用）

作業区分	労賃（8時間労働） 税抜		超過労賃（1時間当り） 税抜	
	平成26年	平成27年	平成26年	平成27年
一般作業	6,800円	6,900円	850円	862円
軽作業	5,500円	5,600円	687円	700円

※もみ乾燥、農地の賃借料等は益田市農業委員会のホームページに掲載しています。

【問い合わせ先】 益田市農業委員会事務局 ☎ 31-0481

経営・暮らしに役立つ情報満載の農業専門誌

全国農業新聞をぜひ購読してみてください！！

注目される農業技術・政策の他、くらしや健康を考える記事が満載です。

さらに、県版、地方版の充実により、地域の元気で特徴のある話題や地域独自のイベント情報等の提供に努めています。

- ★ 発行日 毎週金曜日
- ★ 購読料 月額 700円（送料、税込み）
- ★ 発行所 全国農業会議所
- ★ 申込先 農業委員会事務局（☎ 31-0481）



農業者年金に加入しませんか

積立年金で生涯所得の確保を！

- あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金+農業者年金が安心です。

国民年金
第1号
被保険者



かつ

年間60日
以上農業に
従事



かつ



60歳未満

の方ならどなたでも加入できます。

農業者年金のメリット

- 積立方式・確定拠出型の年金です。運用益は非課税で年金原資として積上がります。

「積立方式・確定拠出型」の財政方式は、自分が積み立てた保険料は将来の自分の年金給付の原資に使われます。このため、保険料を支払っている人の数や年金を受給している人の数がどのように変化しても、影響を受けない財政的に安定した制度で、少子高齢化時代でも安心できる制度です。

- 保険料の全額社会保険料控除の税制優遇措置もあります！

農業者年金の保険料は月額2万円から6万7千円まで（千円単位で）加入者が自由に選択できます。また、保険料の額はいつでも見直しできます。

- 終身年金です。80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金があります。

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。（60歳からの繰り上げ受給も可能です）仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族（死亡者の死亡当時に同一生計であった、配偶者、子、父母、孫、祖父母、又は兄弟姉妹の順位）に死亡一時金として支給します。

- 農業の担い手には、手厚い政策支援があります。

認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

内容やご相談については、農業委員会又はJAにお問い合わせください。

❖ 連絡先 農業委員会

☎ (0856) 31-0481・31-0482

JAしまね 西いわみ地区本部 ☎ (0856) 22-8680

農地を売買したり転用する場合、 農地法の許可が必要です

▽売買または貸借

耕作目的に農地の権利移動を行う場合、農地法第3条の許可が必要となります。農地法の許可がなければ、売買が成立しても所有権移転ができません。

▽農地の転用

農地を農地以外に転用（宅地・植林・駐車場・進入路・資材置場等）する場合は、農地法の許可が必要となります。

どんなに狭い面積でも許可申請が必要です。

自己の農地を転用する場合は4条の許可、農地以外のものにするために売買したり、賃貸借等の権利を設定する場合は、5条の許可が必要です。

許可を受けずに転用したり、許可どおりに転用しなかったら…

農地法に違反することとなり、工事中の中止や原状回復命令等がなされる場合があります。

また、罰則の適用もあります。

- ①違反転用
- ②違反転用における原状回復命令違反

いずれも

3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）

×無断転用



▽申請の締め切り



毎月5日が締め切り日となっておりますのでご注意ください。（5日が休日及び祝日の場合は、翌開庁日）
申請書は事務局窓口へ提出してください。電子メール等インターネットを通じての申請・届出はできません。

編集後記

少しずつ暖かい陽気になり、田んぼは田植え準備真っ最中です。真砂地区の「食育活動」は一昨年にもこの紙面で紹介いたしました。が、この地区の取り組みが昨年度、総務大臣賞を受賞しました。また、下本郷地区においても、お祭りを通して米消費拡大運動に長年取り組んでいませ下さい。

編集委員

- 委員長 村上 巴
- 副委員長 篠原 栄次
- 委員 秋好喜代子
- 西坂 壽恵
- 齋藤 浩文
- 椋木 孝光
- 佐々田貴志